

議第20号

檀原市道路占用料に関する条例等の一部改正について

檀原市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月4日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例

(檀原市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 檀原市道路占用料に関する条例(昭和31年檀原市条例第35号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前					改 正 後				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
占有物件		基準		単位に対する占用料 (単位 円)	占有物件		基準		単位に対する占用料 (単位 円)
		期間	単位				期間	単位	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	年	1本	<u>800</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	年	1本	<u>940</u>
	第2種電柱			<u>1,200</u>		第2種電柱			<u>1,400</u>
	第3種電柱			<u>1,700</u>		第3種電柱			<u>2,000</u>
	第1種電話柱			<u>710</u>		第1種電話柱			<u>840</u>
	第2種電話柱			<u>1,100</u>		第2種電話柱			<u>1,300</u>
	第3種電話柱			<u>1,600</u>		第3種電話柱			<u>1,800</u>
	その他の柱類			<u>71</u>		その他の柱類			<u>84</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	<u>7</u>		共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	<u>8</u>

改 正 前					改 正 後				
	地下に設ける電線その他の線類		1 個	<u>4</u>		地下に設ける電線その他の線類	1 個	<u>5</u>	
	路上に設ける変圧器			<u>7 0 0</u>		路上に設ける変圧器		<u>8 2 0</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			<u>1, 4 0 0</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		<u>1, 7 0 0</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>6 0 0</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>7 1 0</u>	
	地下に設ける変圧器		1 平方メートル	<u>4 3 0</u>		地下に設ける変圧器	1 平方メートル	<u>5 0 0</u>	
	広告塔			<u>4, 8 0 0</u>		広告塔		<u>5, 4 0 0</u>	
	その他のもの			<u>1, 4 0 0</u>		その他のもの		<u>1, 7 0 0</u>	
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	年	1 メートル	<u>3 0</u>	法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	年	<u>3 5</u>	
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの			<u>4 3</u>		外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		<u>5 0</u>	
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの			<u>6 4</u>		外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		<u>7 6</u>	
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの			<u>8 6</u>		外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		<u>1 0 0</u>	

改 正 前						改 正 後							
	外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの					<u>1 3 0</u>		外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの				<u>1 5 0</u>	
	外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの					外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの		<u>2 0 0</u>					
	外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの					外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの		<u>3 5 0</u>					
	外径が0. 7メートル以上1. 0メートル未満のもの					外径が0. 7メートル以上1. 0メートル未満のもの		<u>5 0 0</u>					
	外径が1. 0メートル以上のもの					外径が1. 0メートル以上のもの		<u>1, 0 0 0</u>					
法第3 2条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による	地下に設けるもの その他のもの	年	1メートル	<u>4</u>	法第3 2条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による	地下に設けるもの その他のもの	年	1メートル	<u>5</u>
									<u>1 4</u>				

改 正 前						改 正 後					
		検知の 対象と して設 置する 導線そ の他の 線類						検知の 対象と して設 置する 導線そ の他の 線類			
		道路の構造又は 交通の状況を表 示する標示柱そ の他の柱類		1 本	<u>1, 1 0 0</u>			道路の構造又は 交通の状況を表 示する標示柱そ の他の柱類		1 本	<u>1, 3 0 0</u>
		その他 のもの	上空に設 けるもの	1 平方メート ル	<u>7 1 0</u>			その他 のもの	上空に設 けるもの	1 平方メート ル	<u>8 4 0</u>
			地下に設 けるもの	1 平方メート ル	<u>4 3 0</u>				地下に設 けるもの	1 平方メート ル	<u>5 0 0</u>
		その他のもの		1 平方メート ル	<u>1, 4 0 0</u>			その他のもの		1 平方メート ル	<u>1, 7 0 0</u>
	法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設			年	1 平方メート ル	<u>1, 4 0 0</u>	法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設			年	1 平方メート ル
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に 掲げる施設	地下街及び 地下室	階数が 1 のもの	年	1 平方メート ル	A に 0. 0 0 4 を乗じて 得た額	法第 3 2 条第 1 項第 5 号に 掲げる施設	地下街及び 地下室	階数が 1 のもの	年	1 平方メート ル	A に 0. 0 0 4 を乗じて 得た額
		階数が 2			A に 0. 0 0 6 を乗じて			階数が 2			A に 0. 0 0 6 を乗じて

改 正 前						改 正 後					
		のもの			得た額					得た額	
		階数が3 以上のもの			Aに0. 0 0 7を乗じて 得た額					Aに0. 0 0 8を乗じて 得た額	
	上空に設ける通路			2, 4 0 0	上空に設ける通路			2, 7 0 0			
	地下に設ける通路			1, 5 0 0	地下に設ける通路			1, 6 0 0			
	その他のもの			1, 4 0 0	その他のもの			1, 7 0 0			
法第3 2条第 1 項第6号に 掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、 一時的に設けるもの		日	1平方メート ル	4 8	法第3 2条第 1 項第6号に 掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、 一時的に設けるもの		日	1平方メート ル	5 4
	その他のもの		月		4 8 0		その他のもの		月		5 4 0
道路法施行令 (昭和2 7年 政令第4 7 9 号。以下 「令」とい う。) 第7条 第1号に掲げ る物件	看板（アー チであるも のを除 く。）	一時的に 設けるも の	月	1平方メート ル	4 8 0	道路法施行令 (昭和2 7年 政令第4 7 9 号。以下 「令」とい う。) 第7条 第1号に掲げ る物件	看板（アー チであるも のを除 く。）	一時的に 設けるも の	月	1平方メート ル	5 4 0
		その他の もの	年		4, 8 0 0			その他の もの	年		5, 4 0 0
	標識		年	1本	1, 1 0 0	標識		年	1本	1, 3 0 0	
	旗ざお	祭礼、縁 日等の際 し、一時 的に設け るもの	日		4 8	旗ざお	祭礼、縁 日等の際 し、一時 的に設け るもの	日		5 4	
その他の			月		4 8 0			その他の		月	5 4 0

改 正 前						改 正 後					
		もの						もの			
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	日	1平方メートル	<u>4 8</u>		幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	日	1平方メートル	<u>5 4</u>
		その他のもの	月		<u>4 8 0</u>			その他のもの	月		<u>5 4 0</u>
	アーチ	車道を横断するもの	月	1基	<u>4, 8 0 0</u>		アーチ	車道を横断するもの	月	1基	<u>5, 4 0 0</u>
		その他のもの			<u>2, 4 0 0</u>			その他のもの			<u>2, 7 0 0</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		年	1平方メートル	<u>1, 4 0 0</u>		令第7条第2号に掲げる工作物		年	1平方メートル	<u>1, 7 0 0</u>
令第7条第3号に掲げる施設		Aに <u>0. 0 3 1</u> を乗じて得た額			令第7条第3号に掲げる施設		Aに <u>0. 0 3 4</u> を乗じて得た額				
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		月	1平方メートル	<u>4 8 0</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		月	1平方メートル	<u>5 4 0</u>		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>1 4 0</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>1 7 0</u>		
令第7条第8号に掲げる施	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該	年	1平方メートル	Aに <u>0. 0 0 9</u> を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該	年	1平方メートル	Aに <u>0. 0 1 1</u> を乗じて得た額		

改 正 前					改 正 後				
設	路面下の地下を除く。)に設けるもの					路面下の地下を除く。)に設けるもの			
	上空に設けるもの					上空に設けるもの			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの				地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		
		階数が2のもの					階数が2のもの		
		階数が3以上のもの					階数が3以上のもの		
	その他のもの					その他のもの			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物					建築物			
	その他のもの					その他のもの			
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物					建築物			
	その他のもの					その他のもの			
令第7条第1	トンネルの上又は高架					トンネルの上又は高架			

改 正 前				改 正 後					
1 号に掲げる 応急仮設建築 物	の道路の路面下に設け るもの			得た額	1 号に掲げる 応急仮設建築 物	の道路の路面下に設け るもの			得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0. 0 2 2</u> を乗じて 得た額		上空に設けるもの			Aに <u>0. 0 2 4</u> を乗じて 得た額
	その他のもの			Aに <u>0. 0 3 1</u> を乗じて 得た額		その他のもの			Aに <u>0. 0 3 4</u> を乗じて 得た額
令第7条第1 2号に掲げる器具				Aに <u>0. 0 2 5</u> を乗じて 得た額	令第7条第1 2号に掲げる器具				Aに <u>0. 0 2 6</u> を乗じて 得た額
令第7条第1 3号に掲げる 施設	トンネルの上又は高速 自動車国道若しくは自 動車専用道路（高架の ものに限る。）の路面 下に設けるもの			Aに <u>0. 0 1 2</u> を乗じて 得た額	令第7条第1 3号に掲げる 施設	トンネルの上又は高速 自動車国道若しくは自 動車専用道路（高架の ものに限る。）の路面 下に設けるもの			Aに <u>0. 0 1 5</u> を乗じて 得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0. 0 2 2</u> を乗じて 得た額		上空に設けるもの			Aに <u>0. 0 2 4</u> を乗じて 得た額
	その他のもの			Aに <u>0. 0 3 1</u> を乗じて 得た額		その他のもの			Aに <u>0. 0 3 4</u> を乗じて 得た額
令第7条第1 4号に掲げる施設				Aに <u>0. 0 3 1</u> を乗じて 得た額	令第7条第1 4号に掲げる施設				Aに <u>0. 0 3 4</u> を乗じて 得た額
(略)				(略)					

(樫原市準用河川管理条例の一部改正)

第2条 樫原市準用河川管理条例（平成12年樫原市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前					改 正 後														
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）														
区分		種別		単位	占用料	摘要		区分		種別		単位	占用料	摘要					
(略)					(略)					(略)					(略)				
土地占用 料	工作 物に よる 占用	第1種電柱		1本	<u>800円</u>	組立鉄柱又はH 柱は、2本とみ なす。	土地占用 料	工作 物に よる 占用	第1種電柱		1本	<u>940円</u>	組立鉄柱又はH 柱は、2本とみ なす。						
				1年につき							1年につき								
		第2種電柱		1本	<u>1,200円</u>				第2種電柱		1本	<u>1,400円</u>							
				1年につき							1年につき								
		第3種電柱		1本	<u>1,700円</u>				第3種電柱		1本	<u>2,000円</u>							
				1年につき							1年につき								
		第1種電話柱		1本	<u>710円</u>				組立鉄柱又はH 柱は、2本とみ なす。			第1種電話柱		1本	<u>840円</u>	組立鉄柱又はH 柱は、2本とみ なす。			
				1年につき										1年につき					
		第2種電話柱		1本	<u>1,100円</u>							第2種電話柱		1本	<u>1,300円</u>				
				1年につき										1年につき					
第3種電話柱		1本	<u>1,600円</u>				第3種電話柱		1本	<u>1,800円</u>									
		1年につき							1年につき										
公衆電話所		1個	<u>1,400円</u>				公衆電話所		1個	<u>1,700円</u>									
		1年につき							1年につき										
埋設 又は 架設	外径が0.4メー	1メートル	<u>170円</u>				埋設 又は 架設	外径が0.4メー	1メートル	<u>200円</u>									
	トル未満のもの	1年につき						トル未満のもの	1年につき										
埋設 又は 架設	外径が0.4メー	1メートル	<u>300円</u>				埋設 又は 架設	外径が0.4メー	1メートル	<u>350円</u>									
	トル未満のもの	1年につき						トル未満のもの	1年につき										

改 正 前						改 正 後					
		管類	トル以上0. 7メー	1年につき			管類	トル以上0. 7メー	1年につき		
			ートル未満のもの					ートル未満のもの			
			外径が0. 7メー	1メートル	<u>4 3 0円</u>			外径が0. 7メー	1メートル	<u>5 0 0円</u>	
		トル以上1. 0メ	1年につき			トル以上1. 0メ	1年につき				
		ートル未満のもの				ートル未満のもの					
		外径が1. 0メー	1メートル	<u>8 6 0円</u>		外径が1. 0メー	1メートル	<u>1, 0 0 0円</u>			
	トル以上のもの	1年につき			トル以上のもの	1年につき					
	仮設建築物		1平方メートル	<u>1 4 0円</u>	工事用建築物そ の他これに類す るもの	仮設建築物		1平方メートル	<u>1 7 0円</u>	工事用建築物そ の他これに類す るもの	
			1年につき					1年につき			
	通路橋、通路		1平方メートル	<u>1, 3 9 0円</u>		通路橋、通路		1平方メートル	<u>1, 6 4 0円</u>		
		1年につき					1年につき				
その他前各項により難い 工作物		1平方メートル	<u>2, 8 0 0円</u>		その他前各項により難い 工作物		1平方メートル	<u>3, 4 0 0円</u>			
		1年につき					1年につき				
その 他	原形のままの占用		1平方メートル	<u>1 4 0円</u>	その 他	原形のままの占用		1平方メートル	<u>1 7 0円</u>		
			1年につき					1年につき			
養魚		1平方メートル	<u>3 8 0円</u>		養魚		1平方メートル	<u>4 5 0円</u>			
		1年につき					1年につき				

(橿原市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 橿原市法定外公共物管理条例（平成15年橿原市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前					改 正 後				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
区分		基準		単位に対する使用料 (単位 円)	区分		基準		単位に対する使用料 (単位 円)
		期間	単位				期間	単位	
電柱、電線、変圧 塔、郵便差出箱、 公衆電話所、広告 塔その他これらに 類する工作物	第1種電柱	年	1本	<u>800</u>	電柱、電線、変圧	第1種電柱	年	1本	<u>940</u>
	第2種電柱			<u>1,200</u>	塔、郵便差出箱、	第2種電柱			<u>1,400</u>
	第3種電柱			<u>1,700</u>	公衆電話所、広告	第3種電柱			<u>2,000</u>
	第1種電話柱			<u>710</u>	塔その他これらに	第1種電話柱			<u>840</u>
	第2種電話柱			<u>1,100</u>	類する工作物	第2種電話柱			<u>1,300</u>
	第3種電話柱			<u>1,600</u>		第3種電話柱			<u>1,800</u>
	その他の柱類			<u>71</u>		その他の柱類			<u>84</u>
	共架電線その他上空に設 ける線類		1メートル	<u>7</u>	共架電線その他上空に設 ける線類			1メートル	<u>8</u>
	地下に設ける電線その他 の線類			<u>4</u>	地下に設ける電線その他 の線類				<u>5</u>
	路上に設ける変圧器	1個		<u>700</u>	路上に設ける変圧器		1個		<u>820</u>
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所			<u>1,400</u>	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所				<u>1,700</u>
	郵便差出箱及び信書便差 出箱			<u>600</u>	郵便差出箱及び信書便差 出箱				<u>710</u>
	地下に設ける変圧器			<u>430</u>	地下に設ける変圧器				<u>500</u>
	広告塔	1平方メート ル		<u>4,800</u>	広告塔		1平方メート ル		<u>5,400</u>

改 正 前					改 正 後				
	通路橋又は上屋その他これらに類するもの			<u>2 3 0</u>		通路橋又は上屋その他これらに類するもの			<u>2 8 0</u>
	その他のもの			<u>1, 4 0 0</u>		その他のもの			<u>1, 7 0 0</u>
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0. 0 7メートル未満のもの	年	1メートル	<u>3 0</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0. 0 7メートル未満のもの	年	1メートル	<u>3 5</u>
	外径が0. 0 7メートル以上0. 1メートル未満のもの			<u>4 3</u>		外径が0. 0 7メートル以上0. 1メートル未満のもの			<u>5 0</u>
	外径が0. 1メートル以上0. 1 5メートル未満のもの			<u>6 4</u>		外径が0. 1メートル以上0. 1 5メートル未満のもの			<u>7 6</u>
	外径が0. 1 5メートル以上0. 2メートル未満のもの			<u>8 6</u>		外径が0. 1 5メートル以上0. 2メートル未満のもの			<u>1 0 0</u>
	外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの			<u>1 3 0</u>		外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの			<u>1 5 0</u>
	外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの			<u>1 7 0</u>		外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの			<u>2 0 0</u>
	外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの			<u>3 0 0</u>		外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの			<u>3 5 0</u>

改 正 前					改 正 後					
	もの					もの				
	外径が0. 7メートル以上1. 0メートル未満のもの			外径が0. 7メートル以上1. 0メートル未満のもの						
	外径が1. 0メートル以上のもの			外径が1. 0メートル以上のもの						
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設		年	1平方メートル	<u>1, 4 0 0</u>	鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設		年	1平方メートル	<u>1, 7 0 0</u>	
地下街、地下室その他これらに類する施設	地下街及び地下室の	階数が1のもの	年	1平方メートル	Aに0. 0 0 4を乗じて得た額	地下街及び地下室の	年	1平方メートル	Aに0. 0 0 4を乗じて得た額	
		階数が2のもの			Aに0. 0 0 6を乗じて得た額				Aに0. 0 0 6を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの			Aに <u>0. 0 0 7</u> を乗じて得た額				Aに <u>0. 0 0 8</u> を乗じて得た額	
	上空に設ける通路				<u>2, 4 0 0</u>	上空に設ける通路			<u>2, 7 0 0</u>	
	地下に設ける通路				<u>1, 5 0 0</u>	地下に設ける通路			<u>1, 6 0 0</u>	
	その他のもの				<u>1, 4 0 0</u>	その他のもの			<u>1, 7 0 0</u>	
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		日	1平方メートル	<u>4 8</u>	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		<u>5 4</u>	
	その他のもの		月		<u>4 8 0</u>		その他のもの		月	<u>5 4 0</u>
看板、標識、旗ざお、パーキングメ	看板（ア）一ちであるもの	一時的に設けるもの	月	1平方メートル	<u>4 8 0</u>	看板、標識、旗ざお、パーキングメ	看板（ア）一ちであるもの	一時的に設けるもの	<u>5 4 0</u>	

改 正 前						改 正 後							
一ター、幕及びアーチ	るものを除く。)	その他のもの	年		<u>4, 8 0 0</u>	一ター、幕及びアーチ	るものを除く。)	その他のもの	年		<u>5, 4 0 0</u>		
		標識		年	1 本			<u>1, 1 0 0</u>	標識		年	1 本	<u>1, 3 0 0</u>
		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日				<u>4 8</u>	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日		<u>5 4</u>
	その他のもの			月		<u>4 8 0</u>	その他のもの	月			<u>5 4 0</u>		
	幕（工事中用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日	1 平方メートル	<u>4 8</u>	幕（工事中用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	日	1 平方メートル	<u>5 4</u>			
			その他のもの		月			<u>4 8 0</u>		その他のもの	月	<u>5 4 0</u>	
	アーチ	車道を横断するもの	月	1 基	<u>4, 8 0 0</u>	アーチ	車道を横断するもの	月	1 基	<u>5, 4 0 0</u>			
					その他のもの					<u>2, 4 0 0</u>	その他のもの	<u>2, 7 0 0</u>	
	工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料			月	1 平方メートル	<u>4 8 0</u>	工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設及び土石、竹木その他の工事用材料			月	1 平方メートル	<u>5 4 0</u>	
	防火地域内における耐火建築物、仮設建築物					<u>1 4 0</u>	防火地域内における耐火建築物、仮設建築物					<u>1 7 0</u>	

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理由 道路法施行令の一部改正により、道路占用料等の見直しが行われたため、所要の改正を行うもの